



月報

2

缶詰問屋協会

(47,2,10 No.62 VOL.6)

◆目次◆

1月の行事	1
◇在京果実・規格合同部会	1
◇果実缶詰の一括表示について日缶協から文書	7
◇一括表示に関する農林省の見解	8
◇品質表示基準について	10
◇果実飲料等の品質表示基準の適用について 農林省からの文書	12
◇果実飲料の品質表示基準	13
◇缶詰業界新年賀詞交換会	21
関係団体報知	22
会員消息	23
事務局報知	25

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京 (273) 9278・9289番

1月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
缶詰業界新年賀詞交換会	1月 5日	11.30～12.30時	パレスホテル	関係官庁、業界関係者 約500名
共同宣伝打合せ	1月10日	10.00～12.00時	日 缶 協	日缶協、製缶協、3専務
在京果実・規格合同部会	1月14日	11.30～15.00時	北洋商事(株)	15名
表示・規格懇談会	1月18日	13.30～16.30時	北海製缶	北田専務
品質表示に関する説明会	1月22日	10.00～12.00時	食品産業センター	

在京果実・規格合同部会

日 時 昭和47年1月14日 11.30～15.00時

場 所 北 洋 商 事 (株) 7階会議室

- 議 題
1. J A S の「一括表示」に関する件
 2. 果実缶詰「使用上の注意」について
 3. そ の 他

※ 部会討議の概要

本在京果実・規格合同部会の議題1、2、に関しては昨年10月頃から日缶協サイドで数回会合を持ち検討されて来たが、1月18日には農林省、業界側との説明懇談会が開催されるので、全缶協の統一見解をまとめるべく年頭初会合

として在京部会員を招集、日缶協平野常務をオブザーバーに迎え農林省、厚生省の意向などについて話し合いを行なった。

また本部会は全缶協の新年初の会合であり議事に先き立ち浅井会長から次のような挨拶があつた。

「新しい年を迎えことしは食品業界も不況の波を受けよう、悲観はしていないが、いろいろな問題が山積しており、スズの問題、表示、規格等ことしは特に規格部会にとつて難かしい年と思うので多田部会長はじめ部会員各位のご協力を得て対処してまいりたい。」

1. JASの『一括表示』に関する件

日缶協平野常務から次のような説明があつた。

「一括表示は昨年果実飲料、トマトジュース、ピュール、魚肉・ハムソーシジ等が新JAS設定となり、ここで初めて農林省が独自のアイデアとして打ち出し消費者に便利のためとの強い姿勢でのぞんでいる。今後缶詰について一括表示の適用を何時頃実施するかが問題となるが、余程早くから手を打つておかないと無用の混乱を招くので農林省もその前に自主的に話を進めてもらいたいとしている。しかしすべていつべんに改版は出来ないなのでこの際種目を絞つてやりやすいものから手付けるのがよいのではないかと思つている。そこで一応果実缶をここ2年位の準備期間を経て実施したらとの考えで昨年11月15日に基本的な業界態度を決めるということから規格表示委員会で方向づけをした。勿論具体的な一括表示の内容についてはさらに検討し確認していかなければならない。その方法としては例えば正式に告示となる2年前位に原案をつくつてそれにより作業を進め2年後にはじめて告示するといつたかたちで業界が十分体制が整つてから実施したいと考えている。また第2号議案は開缶後の使用上の注意書きを果実缶詰に表示しようということで検討中である。」

次いで多田部会長から次のような提案があつた。

「一括表示はある面ではよいことであり、農林省の必要事項は一括表示させるという基本原則に公取委、厚生省の要求する表示もこのなかに折り込むかたちになると思うが、いまのところ日缶協サイドによる検討、関係官庁の折衝であり、これは浅井会長に諮つて決定しなければならないが今後は全缶協が積極的に参加するかたちで取り組みたい。

また農林省、厚生省、公取委の見解が具体的にはどうなるのか全缶協が直接行動で確かめるということをやらなくてはならない。具体的に諮る問題は事務局に案をつくつてもらい全缶協はこういう要求をするといつたように、日缶協と共同して業界全体で方針を決定したらよいと思う。

本日はことし初の部会であり議題を決定するというだけでなく、ことしの規格部会の方向づけとしてその姿勢を明らかにしたい。」

以上多田部会長の提案に対して浅井会長は次のように賛成した。

「全缶協が3省に自主的行動を起していくことは必要であり部会長の意見に賛成である。」また安田氏も「これから消費者に近距離の全缶協ブランドオーナーがこうするんだということで決めていくことになるう。」と賛成の意向を示した。

2. 果実缶詰『使用上の注意』について

北田専務理事から次のような経過説明を行なつた。

「これも日缶協サイドで検討されている内容だが昨年10月25日付で東京都衛生局公衆衛生部長から日缶協に果実かん詰中の鉛の溶出についての文書が寄せられまたこの日、日缶協は厚生省食品化学課に呼ばれ都の要請と同様の申し入れがあつた。即ち果実缶詰を内面塗装缶に切り替えることが出来るかどうか、もしそれが出来なければ開缶後は他の容器に移し替えることの注意書きを表示ありたいというもので業界では10月29日打合せ会を開き検

話し品質、香味、色沢等の保持のためまだ技術的面で全面的に塗装缶に切換えることは困難である。従つて要望の2に該当する開缶後の注意書きを表示する以外になかろうとの意見となり、業界が自主的に表示する方向で文言の検討を数回重ね「使用上の注意；カンを開けてから、残つた場合は、中身をすぐ陶器またはガラスの容器に必ず移しかえて下さい」との内容で話し合いを進めていた。この間消費者連盟創立委員会が缶詰のスズ溶出について12月12日付日刊紙、テレビ、ラジオ等で大きく報道し、また厚生省は業界案に対して12月16日「残つた場合は……………」のあとにつづけ、因果関係をはつきりさせるため、

- 1) 酸化がすすんでスズが溶けやすくなりますから
- 2) 空気にふれてスズが溶けやすくなりますから
- 3) 空気にふれてスズが溶けやすくなり、味も悪くなりますので

のいずれかの語句を挿入されたいとの要請があつた。しかし「スズが溶けやす……………」は業界として慎重を要する表現でありさらに検討することで今日まで一応保留となつている。

なお農林省とは一括表示を含めて1月18日業界側と懇談することになつている。」

このあと各氏から活発な意見が出されたがその内容は次の通り。

☆ ☆ ☆

この際はつきりスズを書いた方がよい、前向きに取組む時代である。知らせないで事故を起すよりも知らせる事故を防止出来ればそれにこしたことはなく、善意によるもので、開缶してスズが溶出するということを知らない人が多い、文言については2)がよいとされたが業界が常識と考えていることでも消費者は判らないことが多いので、その点を十分考慮し、業界が統一

した文言で実施することでなければならない。スズについてマスコミは重金
属としてとりあげており業界はスズの安全性についてのPRをもつと積極的
に展開する必要がある。

3. その他

1) スズの検出法について

最近都内のデパート、大手スーパーで食品検査室を設けるところが増えて
いるが、そこで出て来るデーターがみなまちまちで大いに迷惑しているの
で、日缶協の研究機関でスズの検出法基準についての手引書を各民間検査
室およびブランドオーナーにも配布して欲しいことを日缶協平野常務に要
望した。

2) 消費者との対話の場が必要

これからは消費者の声を直接聞くことが必要であり消費者、関係官庁、そ
れにブランドオーナーの3者ぐるみの連合的な話の場（例えば消費者部会）
を設けたらとの提案があつた。

3) トップ印刷缶について

11月15日開催の日缶協規格表示委員会において缶マークの刻印方式
について米飯、魚介類などトップに印刷を施している缶詰の場合、製造年
月日が不明瞭であると消費者団体、都衛生局から自主的に改善して欲しい
との申し入れがあり、一応補助的にゴム印で押すことを申し合わせたが、
その後サンマ蒲焼の大手パッカーから実情を知らない取り決めであるとの
異議が出てこのためゴム印で押すことは保留となり、さらに検討していく
ことになつた旨北田専務から報告があつた。

4) 食品衛生法改正に関する問題点

平野常務から次のように説明、

「厚生省は食品衛生法の改正を2月国会に提出する準備を進めている。

缶詰に関する問題点は工場名を打ち出せというもので、従来製造工場を販売業者名で扱われていたがこれを全部製造工場名を書けということである。製造工場缶マークについて昨年5月全缶協、日缶協両会長名で要望書を出した。これは事前に食品衛生課長の諒解を得て出したもので問屋は自己の缶マークを放棄し地区別一連番号という画期的なものであつたがパソコンの方はローマ字又は数字の組合せによるとされたため結局「工場」マークとすることを要望した。しかし、業界団体だけではアウトサイダーの補足が出来ないので厚生省から都道府県に通達を出すよう働きかけたがその後何んの返事もないので確認したところ文書の案はつくつたが製造工場を表示するのが原則であるとの考えがありそのまま保留となつている。

旧ろう食品衛生課長に面談した時にあらゆる業界が販売者の氏名を書くようになり業界が自主的にやるということももう情勢が変つて周囲の環境が許さなくなつてきたので前の時点に戻してなんとか製造工場を書くことが出来ないものか検討してくれといわれた。われわれはなんとしても印刷缶でそれは出来ないといつているが一応宿題としてあつたつてきた。その時に同時に製造年月日の略号をフルデイトに出来ないか検討してくれといわれた。しかしこれは絶対不可能であると納得させる資料を製缶協会に依頼しまとめてもらうことになりそれが出来次第全缶協、日缶協が一体になつて要望し、まず厚生省の担当官、次いで局長最後に大臣と話を持つていかなければならない。厚生省は農林省が品名缶マークは必要ないとしており、3段方式はなくなり、そこのスペースがあくので業界がスペースがないことを理由に不可能としていたこともなんとか検討しなければならなくなつてきている。」

以上平野常務の説明に対して各氏から活発な意見が出て次の見解となつた。

☆ ☆ ☆

もうここまでくれば製造工場缶マークを全缶協が提唱している地区別一連番号の一本にしなければ解決つかない。また届出制でなく許可制にすればよいとの意見があつた。

今後は全缶協の立場で直接具体的に話を持つていくべきで日缶協から話が伝わるという姿勢を改め全缶協が直接3省に自主行動をおこし例えば「開缶後の注意書」の表示にしても満足するような作業を全缶協事務局で積極的に進めていくことになつた。またブランドオーナーによる検討の場を設けるべきであると提案された。

果実缶詰の一括表示について 日缶協から文書

社団法人日本缶詰協会田上会長名により1月12日付技発第116号をもつて全国缶詰問屋協会、日本農産缶詰工業組合、日本蜜柑缶詰工業組合の3団体宛に、「果実缶詰の一括表示について」下記文書が寄せられた。

果実缶詰の一括表示について

拝啓　ますますご清栄のことおよび申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、農林省当局では各種加工食品について、必要な表示事項を一括して表示する方式を義務づける方針を決定し、すでに一部の品目に適用されております。

昨年11月15日付開催の全会規格表示委員会において審議の結果、まず果実缶詰に重点を置き、可能なものから逐次一括表示に改めてゆくこととし、関係組合・団体と協議の上具体的な実施計画をすすめる方針を決定いたしました。

つきましては、貴組合におかれましても、事情ご高含の上、ご関係品目に関する一括表示につき、よろしくご検討下さるようお願い申し上げます。

敬 具

一括表示に関する農林省の見解

果実かん詰の一括表示に関連して農林省の意見を聴取したところ、以下のよう
な見解が述べられた。

1. 一刻も早く実施したいと考えている。しかしながら、業界としての受入れ体制を勘案しながら作業を進めて行く必要があるので、業界として受け入れられるスケジュールを提示してほしい。なお、スケジュールの検討に当たっては、従来の印刷かん、レーベルなどの意匠を変えなければならない場合も生ずるから、印刷かんの在庫状況や改版能力も調査しておく必要がある。
2. 食料かん詰一本で作業を進めることが困難であれば、J A Sの区分に従って、水産物、野菜、果実、畜産物の4つの区分ごとに作業を進めてもよい。このうち業界としては、果実かん詰から作業を進めるということであれば、それでもよい。
- 3.1) バインアップルかん詰のJ A S案では、主要部分に文字で品名、形状について表示することを義務づけていないが、写真、絵などにより形状を表示することを義務づけている。
 - (1) 従つて、主要部分に品名、形状を文字で表示していなくても、写真や絵などにより表示しているから、必ずしも消費者が誤認を招くおそれがあるとい切れない。
 - (2) 品質表示基準は、輸入品にも適用される。この場合輸入品と国産品と

の間に差を設けることは好ましくないと考えられる。パイナップルかん詰の場合、輸入品についても主要部分に形状を表わす写真や絵などの表示があるので、一括表示のほか、さらに主要部分に和文で品名、形状の表示を義務づける必要はないと判断した。

公正競争規約では、国産品については主要部分に品名、形状を和文で表示することになっており、輸入品にはその規制がない。(ステッカーなどにより見易い場所に表示することとなっている。)

- 2) 品質表示基準を制定するに当つて農林物資規格調査会加工食品部会(46.5.19)において運営方針を検討した。その結果、品質を識別するに必要な表示は、一箇所にまとめて一括して表示する方針となつた。この方針に従つて、品質表示基準の制定されている5品目、近く制定される3品目については一括表示を義務づける。

農林省としては、映画、テレビを通して品質を識別するに必要な表示は、一括して一覧性をもつて表示してある旨をPRしている。

- 3) 品質を識別するに必要な表示は、一括表示内に記載することとしたい。しかし、小型のかんで一括表示内に記載できないようなものまで規制できないので、斯様なものがある場合は、具体的に例を示してほしい。
- 4) 文字の大きさは8ポイントが原則となつている。8ポイントで記載できないような小型かんのある場合には、具体的に例を示してほしい。
- 5) シラップづけの文字は、水づけ、ジュースづけなどの製品と区別する意味から必要と判断される。また、国際規格においても必要表示事項となつている。さらに国際規格においては、シラップの濃度によつて、エキストラライトシラップづけ、ライトシラップづけ、ヘビーシラップづけ、エキストラヘビーシラップづけの表示が必要表示となつているので、将来品質表示基準を検討する際にこのことを検討する必要と考えられる。
- 6) パイナップルかん詰の専門委員会では内容個数を一括表示内に記載す

ることで意見の一致をみた。斯様な規制が他の果実かん詰にも規制されるおそれがあるからとの理由により省略することができるよう改める旨の要望は受け入れられない。斯様な表示は、一般消費者がその購入に際し必要と認められる表示として今後、例えば、みかんやももの果実かん詰についても規制して行く方針である。

品質表示基準について

農林省では消費者保護行政の一環として、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和45年法律第175号）第19条の3の規定に基づく品質表示基準を定め、果実飲料、トマト加工品、魚肉ハム、炭酸飲料、魚肉ソーセージについては本年1月1日以後に製造または輸入されるものから適用されることになり、1月22日食品産業センターにおいて農林省農林経済局、企業流通部消費経済課主催により、全缶協をはじめ、日本農産缶詰輸入商社協議会、日本チェーンストア協会など主として流通部門の団体を招き、これら品目の品質表示基準について説明会が行なわれた。その主な点は

- ① 輸入品についても一括表示の様式が適用となる。
- ② この一括表示の部分に値段等を記入したステッカーを貼らないよう末端に協力を得るべく指導ありたい。

の2点について各流通団体の積極的な協力が呼びかけられた。

☆

☆

☆

なお新JASにおける品質表示基準にかゝわる関係条項を抜すいと次の通りである。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）抜粋

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の3 農林大臣は、日本農林規格が制定されている農林物資（日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後すみやかに、その品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 農林大臣は、日本農林規格の制定されている農林物資について、前項の規定により品質に関する表示の基準を定める場合には、当該日本農林規格において定める品質に関する表示の基準に準拠しなければならない。

3 農林大臣は、第1項の規定により品質に関する表示の基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第7条第4項並びに第13条第1項、第4項及び第5項の規定は第1項の場合について、第13条第2項から第5項までの規定は第1項の規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。

（表示に関する指示等）

第19条の4 農林大臣は、前条第1項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

- 2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

果実飲料等の品質表示基準の適用について農林省からの文書

昭和46年12月28日付46農経C第4373号農林省農林経済局長名で全缶協会長宛に下記文書が寄せられた。

果実飲料等の品質表示基準の適用について

加工食品等の農林物資の品質に関する表示を適正に行なわせ、一般消費者の商品選択に資するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の3第1項の規定に基づき、果実飲料品質表示基準（昭和46年8月3日農林省告示第1339号）、トマトジュース品質表示基準（同日農林省告示第1340号）、トマトケチャップ品質表示基準（同日農林省告示第1341号）、炭酸飲料品質表示基準（同日農林省告示第1342号）および魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（同日農林省告示第1343号）が制定され、昭和47年1月1日（炭酸飲料にあつては、同年4月1日）以後に製造され、または輸入されるものに適用されることとなっており、その概要は、別添要旨のとおりである。

これらの品質表示基準は、当該物資の製造業者（販売業者と製造業者との間に合意等がある場合に限り、販売業者）がその容器または包装に行なり

べき表示について、表示事項、表示方法および表示禁止事項を定めたもので、一般的に守らなければならないものである。農林省としては、すでに製造業者団体等を通じてこれら品質表示基準の遵守方を指導しているところであるが、貴団体におかれても、本制度の趣旨および品質表示基準の内容について十分ご理解のうえ、傘下会員が商品を取り扱うに当たり、これら品質表示基準を守って適正な表示を行なっているか否かについて、特に留意されるようご指導願いたい。

また、これら品質表示基準に従って容器または包装に適正な表示がなされた場合であつても、小売店等において価格表示のラベルをはり付けること等により製造業者が行なつた表示（とくに缶詰の缶マークおよびびん詰のふたに記載した表示）が一般消費者の商品購入の際見えにくいこととならないよう指導されたい。

なお、今回品質表示基準の設定されなかつた加工食品等についても、容器または包装に品質に関する表示がなされている場合、当該表示のうえ価格表示のラベルをはり付ける等により、消費者の商品選択に際し、支障を生じているとの消費者からの苦情が絶えないことにかんがみ、あわせて、今後かかることのないよう貴団体傘下の会員にご指導願いたい。

果実飲料の品質表示基準

（果実飲料、トマト加工品、魚肉ハム、ソーセージ、炭酸飲料の品質表示基準は、昭和47年1月1日から施行されたが、このうち特にかん詰とも関連のある果実飲料の品質表示基準の内容は次の通り。

1. 表示事項および表示方法

(1) 次の事項について一括して表示する。

ア. 品 名

(ア) 天然果汁にあつては「天然果汁」（濃縮果汁をき釈して搾汁の状態にもどしたものにあつては、「天然果汁（濃縮果汁還元）」）と、果汁飲料にあつては「果汁飲料」と、果肉飲料にあつては「果肉飲料」と果汁入り清涼飲料にあつては（二酸化炭素を圧入したものにあつては「果汁入り炭酸飲料」）と記載する。

(イ) き釈して飲用に供すべきものとして販売される果実飲料にあつてはき釈用である旨を、冷凍してあるものにあつては冷凍品である旨を(ア)により記載する文字に並べて記載する。

イ. 原料果実名

(ア) うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、西洋なし、日本なし、ぶどう、パイナップル、もも、あんず等の種類の区分により記載する。

(イ) 2種類以上の果実の搾汁を含むものにあつては、当該2種類以上の名称を、果実の搾汁の状態において重量の重いものから順に記載することとし末尾に「混合」と記載する。

(ウ) 印刷びん入りの果実飲料であつて、その品質に関する表示をふたに記載するもの（き釈して飲用に供すべきものとして販売されるものを除く。）のうち、うんしゅうみかん及びなつみかんの搾汁又はピューレを含み、かつ、他の果実の搾汁又は果実ピューレーを含まないものにあつては、(ア)の規定にかかわらずかんきつである旨の表示をし、(ア)および(イ)の表示を省略してもよい。

ウ. 果汁含有率（果肉飲料にあつてはピューレー含有率）

(ア) 天然果汁にあつては、「果汁100%」と記載する。

(イ) 果汁飲料にあつては、果汁含有率が50%以上60%未満のものにあつては「果汁50%」60%以上70%未満のものにあつては「果汁60%」、70%以上80%未満のものにあつては「果汁70%」80%

％以上90％未満のものにあつては「果汁80％」、90％以上のものにあつては、「果汁90％」と記載する。

- (ウ) 果肉飲料にあつては、ピューレー含有率が20％以上30％未満のものにあつては「果汁20％」、30％以上40％未満のものにあつては「果汁30％」、40％以上50％未満のものにあつては「果汁40％」、50％以上60％未満のものにあつては「果汁50％」と記載する。
- (エ) 果汁入り清涼飲料にあつては、果汁含有率が10％以上20％未満のものにあつては「果汁10％」、20％以上30％未満のものにあつては「果汁20％」、30％以上40％未満のものにあつては「果汁30％」、40％以上50％未満のものにあつては「果汁40％」と記載する。
- (オ) き釈して飲用に供するものにあつては(ア)から(エ)までに規定する表示の前にき釈倍数を付して、次の例により記載する。

○ 倍 き 釈 時 果 汁 ○ ○ ％

エ. 原材料名

- (ア) 果実の搾汁又は果実ピューレーは、「果汁」と記載する。
- (イ) 果実の搾汁及び果実ピューレー並びに食品添加物以外の原材料名は糖類にあつては、砂糖、ぶどう糖等の区分により、その他のものにあつては、その最も一般的な名称をもつて記載する。
- (ウ) 食品添加物
- a 食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）別表第2に掲げる添加物（規則別表第5に掲げるものを除く。）であつて着色をし、酸味を加え又は香りをつけるため使用したのものにあつては、それぞれ、「着色料」、「酸味料」若しくは「有機酸」又は「香料」と記載する。ただし、その固有の名称を記載してもよい。
- b 規則別表第5に掲げる添加物にあつては、当該添加物又は同表下欄に掲げる物を含む旨を記載する。

(エ) 印刷びん入り果実飲料でその品質に関する表示をふたに記載するもの(以下「印刷びん入り果実飲料」という。)のうち、法令の規定等により表示すべき事項が多く、かつ、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、あらかじめ農林大臣の承認を受けて(ア)、(イ)および(ウ)のaに係る表示を省略することができる。

オ. 内容量

内容重量又は内容体積を表示する。

カ. 製造年月日(輸入品で製造年月日が不明のものにあつては、輸入年月日)

(ア) 製造年月日の表示は、次の例のいずれかによる。

昭和47年1月1日 47.1.1 1972.1.1

(イ) 製造年月日の略号の表示は、アラビア数字およびローマ字の組合せによる記号を記載する。

例 2101

キ. 製造業者又は販売業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称および住所

- (2) (1)に掲げる事項のほか、かん詰の果実飲料(二酸化炭素を圧入したものを除く。)にあつては、使用上の注意事項について、一括して表示する。
- (3) (1)に掲げるもののほか、紙せんをつけたガラスびん入りの果実飲料にあつては、保存温度について、一括して表示する。
- (4) (1)に掲げるもののほか、凍結してある果実飲料にあつては、保存温度および使用方法を一括して表示する。
- (5) 果汁含有率(果肉飲料にあつては、ピューレー含有率)は、2の(1)により表示した場合には、一括して表示することを要しない。
- (6) 内容量の表示は、かん詰の果実飲料以外の果実飲料にあつては、省略す

ることができる。

- (7) 製造年月日の表示は、かん詰の果実飲料にあつては、その略号をもつて表示し、ガラスびん入りの果実飲料（紙せんをつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りの果実飲料にあつては、省略することができる。

2. 一括表示事項以外の表示事項およびその表示の方法

- (1) 印刷びん入り果実飲料以外の果実飲料について、果汁等含有率（果肉飲料にあつては、ピューレー含有率）を容器の主要部分（商品名、絵その他の表示からみて容器の表示の中央部分と認められる部分を中心とした同一視野の部分）をいう。以下同じ。）に1.の(1)のウに規定する方法により記載する。
- (2) 糖類を加えた天然果汁について、容器の主要部分に「加糖」と記載する。
- (3) 濃縮果汁をき釈して搾汁の状態にもどした天然果汁について、商品名を表示する文字に並べて「濃縮果汁還元」と記載する。

3. 表示禁止事項

- (1) 規則別表第2に掲げる添加物を使用していない天然果汁以外の果実飲料にあつては、純正、ピューアーその他純粋であることを示す用語。
- (2) 生、フレッシュ、その他新鮮であることを示す用語
- (3) 一括して表示する内容と矛盾する用語
- (4) 内容物を誤認させるような文字、絵その他の表示

4. 一括表示の様式

1に掲げる事項については、印刷びん入り果実飲料以外の果実飲料にあつては、次の様式により表示する。

品	名			
果	実	名		
果	汁	含	有	率

原 材 料 名
製 造 年 月 日
使 用 上 の 注 意
保 存 温 度
使 用 方 法
製 造 者

備考 (1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。

(2) 表示に用いる文字は所定の大きさの活字とする。

(3) 製造年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には他の箇所に記載することができる。

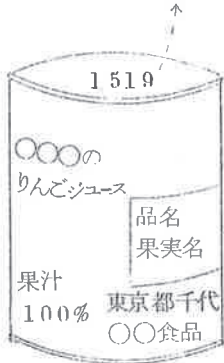
(4) 様式の枠は省略してもよい。

(5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称および住所をこの様式に従い表示することが困難な場合には他の箇所に記載することができる。

例 1

(製造年月日略号)

天然果汁品質表示の例示



- ① かん詰の場合
- ② 生果実から製造
- ③ 果実の搾汁そのままのもの（加糖せず）

(商品名と同一視野に大きく記載し、
てあれば省略してよい。)

品 名	天然果汁
果 実 名	りんご
果汁含有率	果汁100%
原 材 料 名	果 汁
内 容 量	190g
使用上の注意	開かん後はすぐお飲み下さい
製 造 者	東京都千代田区霞が関1の2の1 〇〇食品株式会社

他の場所に大きく記載してあれば、
省略してよい

例2



品名	天然果汁(濃縮果汁還元)
果実名	ぶどう
果汁含有率	果汁 100%
原材料名	果汁 砂糖
製造者	東京都千代田区霞が関1の2の1 〇〇販売株式会社
内容量	500 mL

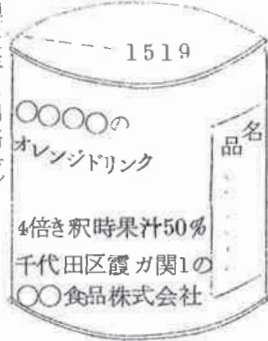
- ① びん詰でレーベル使用
- ② 濃縮果汁使用
- ③ 加糖

果汁飲料品質表示の例示

例

- ① かん詰の場合
- ② 冷凍品の場合
- ③ き釈用の場合

(製造年月日略号)



(商品名と同一視野に大きく記載してあれば省略してよい。)

品名	果汁飲料(き釈用、冷凍品)
果実名	みかん、夏かん 混合
果汁含有率	4倍き釈時果汁50%
原材料名	果汁、砂糖 酸味料
内容量	190g
使用方法	別の容器に中身をうつし、このかん3杯の冷水を加えてよくまぜて下さい。
保存法	-〇〇℃以下のフリーザーに保存して下さい。
製造者	東京都千代田区霞が関1の2の1 〇〇食品株式会社

{他の場所に大きく記載してあれば省略してよい。}

果肉飲料品質表示の例示

例 かん詰の場合



上記の例に同じ

品名	果肉飲料
果実名	もも
果汁含有率	果汁 40%
原材料名	果汁、砂糖
内容量	250g
使用上の注意	開かん後は、すぐお飲み 下さい。
製造者	東京都千代田区霞が関 1の2の1 〇〇食品株式会社

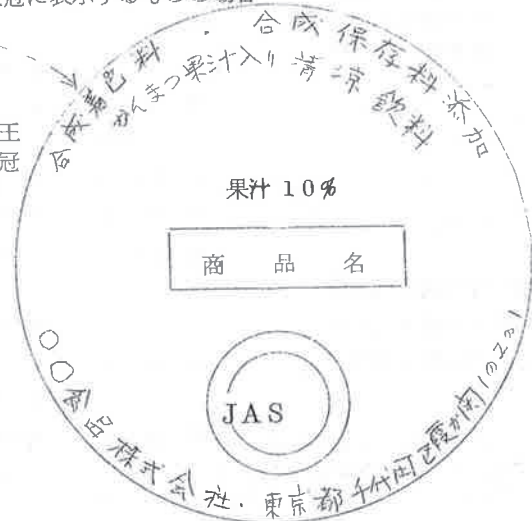
(上記の例に同じ。)

果汁入り清涼飲料の品質表示の例示

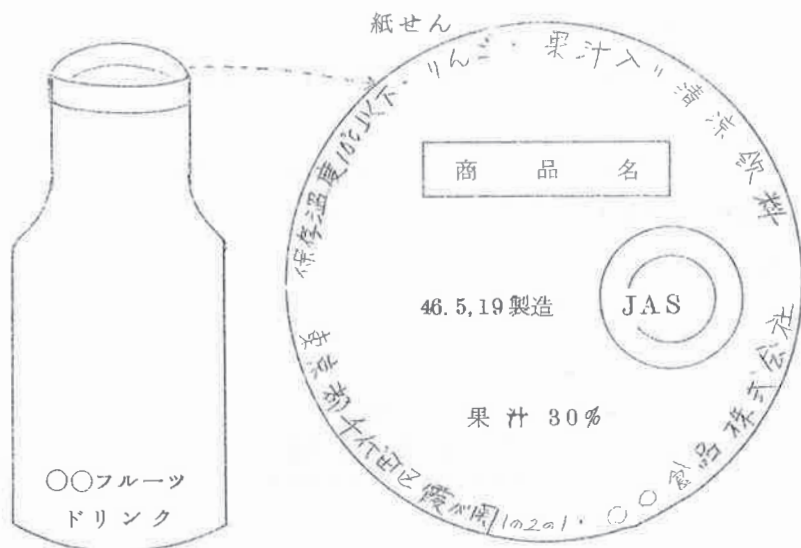
例1. 印刷びんを用い、王冠に表示するものの場合



王冠



例2. 印刷びんを用い、紙せんに表示するものの場合



缶詰業界新年賀詞交換会

〔主催団体〕 順不同

日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会、日本缶詰輸出組合、日本缶詰検査協会、日本鮭缶詰輸出水産業組合、日本鯖缶詰輸出水産業組合、日本水産缶詰輸出水産業組合、日本蜜柑缶詰工業組合、日本農産缶詰工業組合、日本ジャム工業組合、日本水産缶詰工業協同組合、日本食肉缶詰工業協同組合

日 時 昭和47年1月5日

会 場 パレスホテル(ローズルーム)

千代田区丸の内1の1の1

☆

☆

☆

恒例の缶詰全業界、新年賀詞交換会は関係官庁、業界関係者約500名集まり、盛大に挙行された。

新年祝辞は、日本缶詰協会会長田上東稲氏、全国缶詰問屋協会浅井二郎氏、次いで来賓の農林省経済局長の代理として企業流通部長下浦静平氏から祝辞があり続いて日本缶詰輸出組合理事長後藤達郎氏の音頭で乾杯、日本製缶協会会長高崎芳郎氏が唱和して万歳三唱が行なわれ盛会裡に終了した。

関係団体報知

※ 東京都食品卸同業会（会長 国分嶺）では、1月6日16.00時から帝国ホテル別館において賀詞交換会を7階スカイルーム総会 新年宴会1階レストランシアターで盛大に挙行した。

カゴメ（株）蟹江一太郎氏ご逝去

トマト翁・蟹江一太郎氏は12月20日午後7時10分、天寿を全うし愛知県東海市荒尾町横屋敷51の自宅において死去、享年96。

葬儀は12月25日午後12時30分から名古屋市千種区覚王山日泰寺において、葬儀委員長 中垣国男氏（代議士・元法相）、同副委員長 川口仲三郎氏（カゴメ副社長）、喪主、蟹江一忠氏（カゴメ社長）ががつとめ社葬をもつて厳かに執り行なわれた。

ハウス食品工業(株) 会長 浦上よ里さんご逝去

ハウス食品工業(株)会長浦上よ里さんは1月13日午前8時5分、心不全のため豊中市の豊中市民病院で死去、享年73。

葬儀は1月15日午後1時～2時まで、西宮市仁川町5の3の36の自宅で密葬。

1月20日午後1時～2時大阪阿倍野大斎場で社葬、2時～3時告別式、葬儀委員長 金田源平氏(同社専務)、喪主 浦上都夫氏(同社社長)により、しめやかに執り行なわれた。

会 員 消 息

〔本店社屋移転〕

※ (株)杉野商店(代表取締役 杉野昭雄氏、旭川本店長 水野秀治氏)ではかねてから旭川流通団地を造成中の地区に本店社屋を新築中のところ、このほど完成し昭和47年1月27日から同所に移転した。

新住所 旭川市永山町1丁目7番地

新電話 (代表)旭川局(0166)48-4111番

仕入直通電話 48-2444番

経理部門直通電話 48-2475番

倉庫配送部門直通電話 48-2432番

〔役員改選〕

※ 住商フーズ(株)(東京都中央区日本橋本町3丁目8番地)では11月25日

開催の定時株主総会において役員の変更を下記の通り行なった。

取締役社長	林 定 治 氏
専務取締役（大阪支店長兼務）	杉 村 佐太郎 氏
取締役総務部長	小 林 昌 平 氏
取締役東京営業部長	辻 村 弘 氏
取締役仙台支店長	吉 川 民 夫 氏

〔 人事移動 〕

※ 松下鈴木(株)（大阪市東区高麗橋2の16）では12月の社内機構改革に伴い常務取締役進藤正典氏は本社営業企画部長に就任した。

〔 出張所の支店昇格 〕

※ 国分(株)福岡 出張所（福岡市古門戸町10の6）は、開設以来順調な進展をみこころに満し5年を迎え、これを機に1月1日付をもつて福岡支店に昇格した。

大阪支店長 兼福岡支店長	助 野 雅次朗 氏
福岡支店 副支店長	富 田 香 氏

〔 電話番号変更 〕

※ (株)稲井善八商店（塩釜市港町2丁目4番15号）では、電話局の交換機増設工事に伴い、昭和47年1月15日から下記の通り変更した。

新電話番号	旧番号
(4) 3311(代表)	(2) 3311
?	
3315	3315
(4) 2931	(2) 2931
(4) 6910	(2) 6910

なお今回の変更は本社のみで、営業所・工場・倉庫の番号は従来通り。

〔 営業所移転 〕

※ 新生商事(株)（北九州市小倉区浅野2丁目9番8号 取締役社長 木本哲夫氏）では、中国営業部事務所を1月25日より下記に移転した。

新生商事(株)中国営業部

（新住所） 広島市千田町3丁目12番13号

千田ビル1階（広島大学工学部正門前）

（電 話） （0822）48－8505番（代表）

〔 人事異動 〕

※ 株式会社東食（本社東京都中央区日本橋室町3-3）では1月の人事異動で食品第2部長橋口 真氏は福岡支店長に転勤となり、後任の食品第2部長に温井祐二氏が就任した。

事 務 局 報 知

※ 職員小川富枝（旧姓鈴木）は1月31日をもつて退職致しました。
勤続満5年。

